

茨城地方最低賃金審議会 資料説明

No.1 特定最低賃金の改正に関わる意向表明(写) …P359

特定最低賃金の4業種(鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業、各種商品小売業)について、改正の申出の意向表明が局長に提出されたことを報告します。

また、申出の時期については、4業種いずれも令和3年7月上旬になります。

No.2 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数 …P365

特定最低賃金の適用を受けている使用者数、労働者数を示した数値です。

令和2年の適用労働者数については、鉄鋼業が8,997人、機械器具製造業等が35,486人、電気・精密機械器具等製造業が36,568人、各種商品小売業が5,964人です。

この数字については、平成28年の経済センサスを基に集計したものです。現在平成28年版が最新のデータとなっております。

No.3 茨城県特定最低賃金官報公示(改正決定)及び推移一覧表 …P366

茨城県特定最低賃金の改正について、4業種を官報へ掲載した内容と、茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移一覧になります。

No.4 令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況(全国) …P370

令和2年度の特定最低賃金4業種の全国分を取りまとめたものです。

No.5 最低賃金履行確保監督指導結果(R2年1月~3月) …P374

令和2年1月から3月に行われた最低賃金履行確保監督の指導結果になります。県内の労働基準監督署において、最低賃金を主眼とした監督指導を実施した結果を取りまとめたもので、業種別と性・年齢別等を茨城局全体と各労働基準監督署別になっております。

令和2年度 第8回 茨城地方最低賃金審議会 資料

- | | | |
|------|--------------------------|--------|
| No.1 | 特定最低賃金の改正に関わる意向表明(写) | …P 359 |
| No.2 | 特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数 | …P 365 |
| No.3 | 茨城県特定最低賃金官報公示(改正決定) | …P 366 |
| No.4 | 令和2年度 特定最低賃金の審議・決定状況(全国) | …P 370 |
| No.5 | 最低賃金履行確保監督指導結果(R2年1月～3月) | …P 374 |

令和3年2月25日

茨城労働局長
小奈 健男 殿

氏名 基幹労連茨城県本部
委員長 赤澤 義明
所在地 茨城県鹿嶋市光3
電話 0299-84-2949

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名
茨城県鉄鋼業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和3年7月上旬



以上

令和3年2月25日

茨城労働局長

小奈 健男 殿

氏名 電機連合茨城地
議長 久保田 利 克
所在地 ひたちなか市堀口832-2
電話 029-273-1126(0)

氏名 JAM北関東茨城県連絡会
会長 柴 崎 禎 夫
所在地 土浦市神立中央3-26-22
電話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記



1 特定（産業別）最低賃金改定の件名
茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く。）、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・

測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。))における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業(建設機械・鉾山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。))、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。))、純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。))の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和3年7月上旬

以 上

令和3年2月25日

茨城労働局長
小奈 健男 殿

氏名 電機連合茨城地協
議長 久保田 利 克
所在地 ひたちなか市堀口832-2
電話 029-273-1260

氏名 JAM北関東茨城県連絡会
会長 柴 三 積 夫
所在地 土浦市神立中央3-26-22
電話 029-830-2330

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記



1 特定（産業別）最低賃金改定の件名

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

2 申出の理由等

茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用

品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、茨城県内における計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業を除く。）、医療用機械器具・医療用品製造業又は光学機械器具・レンズ製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業（音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業及び当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、電気機械器具製造業（電球製造業、一次電池（乾電池、湿電池）製造業、医療用電子応用装置製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業（ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。）、時計・同部分品製造業、前記に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記に掲げる産業に分類されるものに限る。）の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和3年7月上旬

以上

令和3年2月25日

茨城労働局長
小奈 健男 殿

氏名 U.A. 茨城県労働部
支部長 小島 弘行
所在地 茨城県水戸市梅香2-1-39
電話 029-227-2962

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明いたします。

記

1 特定（産業別）最低賃金改定の件名
茨城県各種商品小売業最低賃金

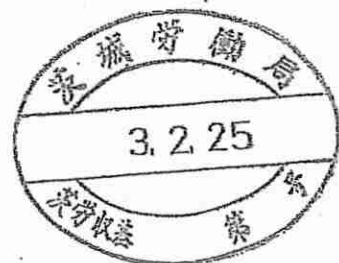
2 申出の理由等

茨城県内の各種商品小売業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）における賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3 申出の時期

令和3年7月上旬

以上



特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数

茨城労働局

業種	産業分類	令和元年算定特定最低賃金適用事業所数・労働者数		令和2年算定特定最低賃金適用事業所数・労働者数		特定最低賃金効力発生年月日
		使用者	労働者	使用者	労働者	
鉄鋼業	E22	180	8,744	180	8,997	(945円) 令和2年12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	E25、E26、E271、E272、(除：適用除外)	963	33,942	965	35,486	(907円) 令和2年12月31日
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	E273、E274、E275、E28、E29、E30、E323 (除：適用除外)	886	30,138	887	36,568	(904円) 令和2年12月31日
各種商品小売業	I56	46	4,822	46	5,964	(874円) 令和2年12月31日

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船艀3件、機軸1件、コングチ1件
- 2 保管した工作物の放置された場所及び当該工作物を除却した日
(1) 保管した工作物の放置されていた場所 埼玉県八潮市大字大瀨地先
(2) 当該工作物を除却した日 令和2年10月12日から令和2年10月14日まで
- 3 当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
(1) 当該工作物の保管を始めた日 令和2年10月12日から令和2年10月14日まで
(2) 保管の場所 埼玉県八潮市大字大瀨地先 2116 八潮射水機軸内
- 4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所占用調整課に申し出ることにする。

樹 籜

日本産業規格

令和2年11月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び預止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。
令和2年11月20日 経済産業大臣 橋山 弘志

記

- 制定された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
耐摩耗工具用脂 B 0178
医薬鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質一強度区分を規定した平座金 B 1061
締結用部品一般査文書 B 1093
耐摩耗工具用超硬合金の材質選択基準 B 4054
未加減径シムロータレス密閉式レスターを用いた粘度及び力特性の求め方 K 6297
包装—アクセシブルデザイン—第1部：一般要求事項 S 0021—1
非破壊試験—加工穴内径面自動検査装置—第2部：レーザー式検査装置の性能試験方法 Z 2324—2
非破壊試験—加工穴内径面自動検査装置—第3部：カメラ式検査装置の性能試験方法 Z 2324—3
非破壊試験—加工穴内径面自動検査装置—第4部：渦電流式検査装置の性能試験方法 Z 2324—4
- 改正された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
平行ねじゲージ測定方法 B 0261
コイルばね—圧縮・引張試験機の校正方法及び検査方法 B 7738
光ファイバ用光パワーメータ校正方法 C 6186
光ファイバ接続子バイアス及びびり受動部品—基本試験及び測定手順—第2—17 C 61300—2—17
部：低温試験
光ファイバ接続子バイアス及びびり受動部品—基本試験及び測定手順—第2—19 C 61300—2—19
部：高温高湿試験—定期試験

5 問い合わせ先 千葉県野田市宮崎124 国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所占用調整課 電話04—7125—7320

電機共同簿の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電機共同簿を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和2年11月20日

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	50号	茨城県水戸市河和町田町字榎本305番2から河和町見川町字丹下二ノ牧2139番15まで	の上り線
		関東地方整備局長 土井 弘次	

電車線路用金具試験方法
フランスチック—実験光源による暴露試験方法—第1部：運則
織補用脂（原料部門）—第2部：化学繊維
ボ—リ—ンゲ用機械・器具用語
国際符号(化)文字集合（UCCS）
鋼製ベール
非破壊試験用語
スボーツ照明基準
(認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出)
高圧機器内配線用電線
セキユリチイ及びびりエリエンス—事業継続マネジメントシステム—要求事項
(内容省略)
備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び仲調総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。
廃止された日本産業規格
(日本産業標準調査会審議)
包装—アクセシブルデザイン—一般要求事項
情報技術—一般財団法人 日本規格協会 申出)
情報技術—アロセスアズメント—第3部：アセスメント実施の手引
情報交換用磁気カセットテープのラベルエンコーディング
I—C—カード—第15部：暗号情報アプリアケーション
最低賃金の改正決定に関する公示
宮城労働局最低賃金公示第3号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和2年11月20日 宮城労働局長 毛利 正

第4号中「1時間862円」を「1時間864円」に改める。

第4号中「1時間943円」を「1時間945円」に改める。
附 則
この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

- E2002
- K7350—1
- L0204—2
- M0108
- X0221
- Z1820
- Z2300
- Z29127
- C3611
- Q22301.
- S 0021
- X0145—3
- X0602
- X6320—15

年福島労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和2年11月20日 福島労働局長 岩瀬 信也
第4号中「1時間897円」を「1時間868円」に改める。

表城労働局最低賃金公示第2号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、茨城県製鋼業最低賃金（平成20年茨城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
令和2年11月20日 茨城労働局長 小奈 勉男
第4号中「1時間943円」を「1時間945円」に改める。

旭日単光章を授ける (十月十八日) 野仲 松一 諏訪原 守

瑞宝小綬章を授ける 嶋山 一八 篠原 豊 轟 明雄

瑞宝双光章を授ける (各通) (以上十月十五日) 羽賀富士雄 藤本 誠二 林 敏雄

瑞宝中綬章を授ける (富山大学名誉教授) 奥村 義雄

瑞宝小綬章を授ける 小川 賢司 金室 幸明 高野 善治

高柳 賢 田中 勝男 千葉 聡

瑞宝双光章を授ける (北海道礼文町議会議員) 眞部 益男 堀内 進 山田 高義

(警視庁警部) 眞部 益男 諄 孝作 蔵盛 史好

瑞宝単光章を授ける 徳平 秀八 松原 信三

瑞宝小綬章を授ける (各通) (以上十月十六日) 上遠野和村 久保 英一

瑞宝双光章を授ける (各通) 落合 力 住田 賢司 高橋 五夫

手塚 誠一 花水 勇人 中島 眞

瑞宝単光章を授ける (各通) (以上十月十七日) 上村 昭一 久古 雄司 若林 敏夫

瑞宝小綬章を授ける (東北大学名誉教授) 長谷川展也 若林 敏夫 三上 直哉

井上 辰雄 菅野 和彦 久保田米造

瑞宝双光章を授ける (各通) 小林 幸一 須郷 尚 柴 耕二

瑞宝単光章を授ける (各通) (以上十月十八日) 山内 博徳 寺村 康彦

瑞宝双光章を授ける (警察庁技官) 西田 徳二 山内 博徳 寺村 康彦

瑞宝単光章を授ける (各通) (以上十月二十日) 石田 眞 高坂 辰巳 只信 眞

瑞宝単光章を授ける (十月二十二日) 高下 浩

皇室事項

新任扶持呈式 十一月十九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在スイス国特命全權大使アンソニア・パオムの新任扶持呈式を行われた。

十一月十九日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在ウクライナ国特命全權大使セルギー・ワルスキの新任扶持呈式を行われた。

本邦駐在ウクライナ国特命全權大使セルギー・ワルスキの新任扶持呈式を行われた。

天皇陛下は、パーレン(首相)ハリマン・ビン・サルマン・アール・ハリマン陛下を去られた。

十一月十八日(日)国王陛下へ御申渡されられた。

官庁報告

官庁事項

中領地方整備局公示 電線共同線の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同線を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和2年11月24日 中領地方整備局長 畑田 浩

道路の種類 路線名 区 間 一般国道 1号 静岡市駿河区黒金町59番5から5丁目黒金山町316番6までの下り線

井網総合事務局長 古住 啓作

電線共同線の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同線を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和2年11月24日 井網総合事務局長 古住 啓作

道路の種類 路線名 区 間 一般国道 331号 那珂市奥武山町46番3から同市奥武山町316番6までの下り線

発 題

最低賃金の改正決定に関する公示 宮城労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金(平成20年宮城労働局最低賃金公示第3号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年11月24日 宮城労働局長 毛利 正

第4号中「1時間890円」を「1時間891円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金(平成20年福島労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年11月24日 福島労働局長 岩瀨 信也

第4号中「1時間867円」を「1時間868円」に改める。

茨城労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年茨城労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年11月24日 茨城労働局長 小茶 健男

第4号中「1時間905円」を「1時間907円」に改める。

附 則 この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

栃木労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分解機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、愛媛県各種肉店小売業最低賃金(平成20年愛媛労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年11月24日 愛媛労働局長 瀬田 英樹

第4号中「1時間806円」を「1時間810円」に改める。

附 則 この決定は、令和2年12月25日から効力を生ずる。

遊業最低賃金(平成20年栃木労働局最低賃金公示第6号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年11月24日 栃木労働局長 藤浪 電樹

第4号中「1時間909円」を「1時間912円」に改める。

附 則 この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第6号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、愛媛県各種肉店小売業最低賃金(平成20年愛媛労働局最低賃金公示第4号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年11月24日 愛媛労働局長 瀬田 英樹

第4号中「1時間806円」を「1時間810円」に改める。

附 則 この決定は、令和2年12月25日から効力を生ずる。

鹿儿岛労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、鹿儿岛県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年鹿儿岛労働局最低賃金公示第2号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和2年11月24日 鹿儿岛労働局長 三輪 崇文

第4号中「1時間844円」を「1時間847円」に改める。

附 則 この決定は、令和2年12月25日から効力を生ずる。

徴収職員証票・国税収納官証票・歳入歳出外現金出納官証票・納税の猶予の申請に関する質問状

令和2年7月10日交付 第令2-000000017号

板橋強務署 財務事務官 中野 力守 名義分

令和2年10月22日仁失

上記のとおり証票仁失の届出があったので、仁失の日以降無効とする。

令和2年11月24日 国 税 庁

⑩ 第7条第1項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている航空機及び船舶、区域並びに作業について定めること。
 ⑪ 第7条第1項第2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。
 ⑫ 第7条第2項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。
 二十二 (略)
 三・四 (略)

附 則

この決定は、令和2年11月27日から効力を生ずる。

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第4号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、茨城県計量器、測定器、分析機器、試験機、理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品、光学機械器具、レンズ、電子部品、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金 (平成20年茨城労働局最低賃金公示第5号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 茨城労働局長 小茶 健男

第4号中「1時間901円」を「1時間904円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

茨城労働局最低賃金公示第5号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、茨城県各種商品小売業最低賃金 (平成20年茨城労働局最低賃金公示第2号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 茨城労働局長 小茶 健男

第4号中「1時間871円」を「1時間874円」に改める。

⑩ 第7条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている航空機及び船舶、区域並びに作業について定めること。
 ⑪ 第7条第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。
 二十二 (略)
 三・四 (略)

附 則

この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県製鉄業、鑛材、鉄鋼煉物、可鍛煉鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第2号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 広島労働局長 中山 明広

第4号中「1時間969円」を「1時間970円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第2号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属材料、その他の金属材料製造業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第3号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 広島労働局長 中山 明広

第4号中「1時間922円」を「1時間923円」に改める。

附 則
 この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第3号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第4号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 広島労働局長 中山 明広

第4号中「1時間934円」を「1時間935円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第4号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第5号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 広島労働局長 中山 明広

第4号中「1時間896円」を「1時間897円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第5号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第6号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 広島労働局長 中山 明広

第4号中「1時間914円」を「1時間915円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第6号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第7号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 広島労働局長 中山 明広

第4号中「1時間966円」を「1時間967円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第7号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金 (平成20年広島労働局最低賃金公示第9号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 広島労働局長 中山 明広

第4号中「1時間912円」を「1時間913円」に改める。

附 則

この決定は、令和2年12月31日から効力を生ずる。

鹿児島労働局最低賃金公示第3号
 最低賃金法 (昭和34年法律第137号) 第15条第2項の規定に基づき、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号) の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。
 令和2年11月27日
 鹿児島労働局長 三輪 宗文

第4号中「1時間812円」を「1時間815円」に改める。

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
県最賃	時間額	678	690	692	699	713	729	747	771	796	822	849	851
	引上額	2	12	2	7	14	16	18	24	25	26	27	2
	引上率	0.30	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
発効日		10.8	10.16	10.8	10.6	10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
鉄鋼業	時間額	785	793	799	805	818	834	851	871	892	916	943	945
	引上額	3	8	6	6	13	16	17	20	21	24	27	2
	引上率	0.38	1.02	0.76	0.75	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	0.21
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額	772	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	907
	引上額	3	6	5	6	9	13	14	16	18	21	25	2
	引上率	0.39	0.78	0.64	0.77	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	0.22
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額	765	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	904
	引上額	3	7	4	6	11	13	15	16	18	22	24	3
	引上率	0.39	0.92	0.52	0.77	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	0.33
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31
各種商品小売業	時間額	737	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	874
	引上額	3	7	6	6	11	13	15	16	17	21	22	3
	引上率	0.41	0.95	0.81	0.80	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	0.34
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31

特定最低賃金改正状況

鉄鋼業 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考
愛知	A	975	976	1	R2. 12. 13	
千葉	A	993	995	2	R2. 12. 25	
大阪	A	966	968	2	R2. 12. 1	
神奈川	A	874	874	0	-	
東京	A	871	871	0	-	
兵庫	B	963	964	1	R2. 12. 1	
広島	B	969	970	1	R2. 12. 31	
静岡	B	935	935	0	-	非鉄金属を含む
茨城	B	943	945	2	R2. 12. 31	
福岡	C	975	976	1	R2. 12. 10	
北海道	C	967	967	0	-	
岡山	C	962	962	0	-	
山口	C	966	967	1	R2. 12. 15	非鉄金属を含む
和歌山	C	948	949	1	R2. 12. 30	
群馬	C	919	921	2	R2. 12. 24	
宮城	C	923	925	2	R2. 12. 15	
大分	D	947	951	4	R2. 12. 25	
島根	D	914	922	8	R2. 11. 13	
青森	D	900	903	3	R2. 12. 21	
岩手	D	850	852	2	R2. 12. 31	金属製品を含む

特定最低賃金改正状況

はん用機械器具、生産用機械器具、業
務用機械器具製造業

最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	
愛知	A	947	948	1	R2. 12. 13		
大阪	A	967	968	1	R2. 12. 1	金属製品、輸送機械を含む	
千葉	A	922	922	0	-		
神奈川	A	832	832	0	-		
東京	A	857	857	0	-		
静岡	B	950	951	1	R2. 12. 21	輸送機械を含む	
兵庫	B	942	944	2	R2. 12. 6		
滋賀	B	930	933	3	R2. 12. 31		
広島	B	934	935	1	R2. 12. 31		
栃木	B	910	912	2	R2. 12. 31		
長野	B	903	905	2	R2. 12. 11	輸送機械を含む	
富山	B	907	912	5	R2. 12. 25	輸送機械を含む	
茨城	B	905	907	2	R2. 12. 31		
岡山	C	934	934	0	-		
香川	C	940	943	3	R2. 12. 15		
石川	C	920	922	2	R3. 1. 10	金属製品、電気機器を含む	
徳島	C	925	928	3	R2. 12. 21		
奈良	C	897	898	1	R2. 12. 31		
群馬	C	908	910	2	R2. 12. 31		
福井	C	874	874	0	-		
愛媛	D	927	930	3	R2. 12. 25		
長崎	D	875	875	0	-	輸送機械を含む	
島根	D	894	898	4	R2. 11. 27		
佐賀	D	867	870	3	R2. 12. 19		
山形	D	859	862	3	R2. 12. 25		

特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考
神奈川	A	890	890	0	-	
埼玉	A	951	954	3	R2.12.1	
千葉	A	951	954	3	R2.12.25	
大阪	A	965	966	1	R2.12.1	
愛知	A	901	901	0	-	
東京	A	829	829	0	-	
京都	B	936	936	0	-	
静岡	B	919	920	1	R2.12.21	
滋賀	B	914	917	3	R2.12.31	精密機械を含む
栃木	B	910	913	3	R2.12.31	
山梨	B	913	914	1	R3.1.14	
三重	B	905	906	1	R2.12.21	
兵庫	B	900	902	2	R2.12.1	
長野	B	892	894	2	R2.12.4	精密機械を含む
茨城	B	901	904	3	R2.12.31	精密機械を含む
広島	B	895	897	2	R2.12.31	
富山	B	849	851	2	R2.12.18	
福岡	C	926	927	1	R2.12.10	
新潟	C	908	910	2	R2.12.30	
群馬	C	908	910	2	R2.12.24	
奈良	C	882	883	1	R2.12.31	
岐阜	C	886	887	1	R2.12.21	
香川	C	883	886	3	R2.12.15	
徳島	C	885	888	3	R2.12.21	
北海道	C	894	895	1	R2.12.1	
山口	C	892	893	1	R2.12.15	
石川	C	868	870	2	R2.12.31	
岡山	C	878	878	0	-	
福井	C	857	857	0	-	
宮城	C	862	864	2	R2.12.20	
愛媛	D	892	895	3	R2.12.25	
山形	D	843	846	3	R2.12.25	
福島	D	833	834	1	R2.12.17	
佐賀	D	836	839	3	R2.12.17	
秋田	D	833	836	3	R2.12.25	
青森	D	829	833	4	R2.12.21	
長崎	D	833	837	4	R2.12.20	
鳥取	D	807	809	2	R2.12.30	
大分	D	832	835	3	R2.12.25	
熊本	D	832	836	4	R2.12.15	
岩手	D	818	820	2	R2.12.31	
島根	D	822	825	3	R2.11.21	
鹿児島	D	812	815	3	R2.12.27	
宮崎	D	800	803	3	R2.12.25	

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業） 関係

都道府県	地質ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考
埼玉	A	959	963	4	R2.12.1	
千葉	A	887	887	0	-	
愛知	A	875	875	0	-	
兵庫	B	901	903	2	R2.12.1	
栃木	B	909	912	3	R2.12.31	
福島	D	867	868	1	R2.12.20	
岩手	D	827	829	2	R2.12.31	

特定最低賃金改正状況

各種商品小売業 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考
千葉	A	848	848	0	-	
京都	B	910	910	0	-	
静岡	B	886	886	0	-	
広島	B	878	878	0	-	
栃木	B	871	874	3	R2. 12. 31	
茨城	B	871	874	3	R2. 12. 31	
滋賀	B	840	840	0	-	
長野	B	855	857	2	R2. 12. 31	
岡山	C	880	880	0	-	
新潟	C	842	842	0	-	
青森	D	821	825	4	R2. 12. 21	
愛媛	D	806	810	4	R2. 12. 25	
沖縄	D	770	770	0	-	
鳥取	D	718	718	0	-	
大分	D	716	716	0	-	
宮崎	D	705	705	0	-	

百貨店、総合スーパー 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考
千葉	A	/			-	
埼玉	A	849	849	0	-	
滋賀	B	/			-	
京都	B	/			-	
富山	B	860	865	5	R2. 12. 9	
福岡	C	889	889	0	-	
石川	C	860	865	5	R2. 12. 31	
福井	C	810	840	30	R2. 11. 24	
和歌山	C	850	851	1	R3. 2. 11	
山口	C	852	859	7	R2. 12. 15	
岩手	D	800	800	0	-	
熊本	D	792	796	4	R2. 12. 15	
鹿児島	D	693	693	0	-	

最低賃金重点監督の推移

(実施1年)

茨城	27年			28年			29年			30年			31年			令和2年		
	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率	実施	違反	違反率
01 製造業	94	17	18.1%	130	22	16.9%	118	20	16.9%	117	14	12.0%	156	16	10.3%	87	13	14.9%
01 食料品製造業	35	6	17.1%	40	8	20.0%	59	14	23.7%	29	4	13.8%	38	7	18.4%	34	2	5.9%
02 繊維工業	2			1						1			7			6		
03 衣服その他の繊維製品製造業	5	1	20.0%	14	4	28.6%	11			20			1			1	1	100.0%
04 木材・木製品製造業				2						1	1	100.0%	36	1	2.8%			
05 家具・装備品製造業	2			1									4			1		
06 パルプ・紙・紙加工品製造業				2	1	50.0%	1			1	1	100.0%	3					
07 印刷・製本業				1									5	1	20.0%	7	1	14.3%
08 化学工業	4			5	3	60.0%	1			9	1	11.1%	9			3	1	33.3%
09 窯業土石製品製造業				1			1	1	100.0%				1					
10 鉄鋼業				1														
11 非鉄金属製造業	1	1	100.0%							1			5	1	20.0%			
12 金属製品製造業	8	3	37.5%	25	2	8.0%	22	2	9.1%	7			11			6	1	16.7%
13 一般機械器具製造業	9	1	11.1%	6			3			13	2	15.4%	5			9	3	33.3%
14 電気機械器具製造業	17	2	11.8%	23	2	8.7%	10	1	10.0%	11	1	9.1%	16	3	18.8%	19	4	21.1%
15 輸送機械等製造業	1			5			3	1	33.3%	7	1	14.3%	4	1	25.0%	1		
16 電気・ガス・水道業																		
17 その他の製造業	10	3	30.0%	3	2	66.7%	7	1	14.3%	12	2	16.7%	9	2	22.2%	6	1	16.7%
01 自動車整備業							1	1	100.0%	4			3			2	1	50.0%
02 機械修理業										2								
03 クリーニング業	9	3	33.3%	1	1	100.0%	2			1			2	2	100.0%	2		
04 たばこ製造業																		
09 その他	1			2	1	50.0%	4			5	2	40.0%	4			2		
02 鉱業										1								
03 建設業	2			3			1			3	1	33.3%	5	1	20.0%	1		
04 運輸交通業	1	1	100.0%				1			1								
01 鉄道・軌道・水運業																		
02 道路旅客業																		
01 ハイヤー・タクシー業																		
02 バス業																		
09 その他の道路旅客運送業																		
03 道路貨物運送業	1	1	100.0%				1			1								
04 その他の運輸交通業																		
05 貨物取扱業																		
1号～5号 中計	97	18	18.6%	133	22	16.5%	120	20	16.7%	122	15	12.3%	161	17	10.6%	88	13	14.8%
06 農林業	10	5	50.0%	20	3	15.0%	1			3			1			5	1	20.0%
07 畜産・水産業				1			1	1	100.0%	1			1			2	1	50.0%
08 商業	90	16	17.8%	78	12	15.4%	81	12	14.8%	80	11	13.8%	64	11	17.2%	71	8	11.3%
01 卸売業	15			8			12	1	8.3%	20	4	20.0%	12	2	16.7%	5	2	40.0%
02 小売業	63	11	17.5%	54	10	18.5%	59	11	18.6%	51	6	11.8%	50	9	18.0%	51	6	11.8%
03 理美容業	5	2	40.0%	13	2	15.4%	9			5			1			12		
04 その他の商業	7	3	42.9%	3			1			4	1	25.0%	1			3		
09 金融広告業	1															3	3	100.0%
10 映画・演劇業																		
11 通信業							1											
12 教育研究	1			1			1			18			1	1	100.0%			
13 保健衛生業	7			4	1	25.0%				3			9			11	2	18.2%
01 医療保健業	3									2			3			1		
02 社会福祉施設	3			3	1	33.3%				1			6			8	2	25.0%
03 その他の保健衛生業	1			1												2		
14 接客娯楽業	20	7	35.0%	13	2	15.4%	87	14	16.1%	45	10	22.2%	32	9	28.1%	59	9	15.3%
01 旅館業	5	2	40.0%	4	2	50.0%	34	6	17.6%	16	2	12.5%	15	3	20.0%	23	4	17.4%
02 飲食店	13	5	38.5%	8			38	6	15.8%	27	8	29.6%	17	6	35.3%	34	4	11.8%
03 その他の接客娯楽業	2			1			15	2	13.3%	2						2	1	50.0%
15 清掃・と畜業	7			2			2			2			5			11		
16 官公署																		
17 その他の事業	5	1	20.0%	3			3			9	1	11.1%	6	1	16.7%	2		
01 派遣業				1			1											
02 その他の事業	5	1	20.0%	2			2			9	1	11.1%	6	1	16.7%	2		
6号～17号 中計	141	29	20.6%	122	18	14.8%	177	27	15.3%	161	22	13.7%	119	22	18.5%	164	24	14.6%
合計	238	47	19.7%	255	40	15.7%	297	47	15.8%	283	37	13.1%	260	39	13.9%	252	37	14.7%